

(別添資料)

### 介護職員等の喀痰吸引等研修 (対象者と研修の流れ)

(令和8年6月更新) 鳥取県 長寿社会課

	受講対象者	基本研修	実地研修	その他手続き
<b>介護職員等の喀痰吸引等研修 (第1号研修及び第2号研修)</b>	鳥取県内の特別養護老人ホーム、老人保健施設、有料老人ホーム、グループホーム、訪問介護事業所等に勤務する介護を行う職員等  (看護師、准看護師等の医療関係の有資格者は除く)	<b>基本研修 (講義)</b> → 筆記試験 合格 → 演習 不合格 → 筆記再試験 → 合格 → 演習 申込	<b>実地研修</b> (指導看護師の指導のもと、各行為に応じた回数を実際に練習) 実地研修計画書提出 実地研修報告書提出 実地研修修了証明書交付 申請	認定証交付 申請又は届出 登録喀痰吸引等事業者 (登録特定行為事業者) の登録・更新・変更 行為が可能に
<b>介護職員等の喀痰吸引等研修 (実務者研修修了者等対象)</b>	①『実地研修』未受講の実務者養成研修修了者 ②『実地研修』未受講の介護福祉士養成施設における『基本研修』の修了者 ③過去に第2号研修を終了した者で、『実地研修』の一部の行為について新たに研修受講を希望する者  ※実務者養成研修や介護福祉士養成校などで『基本研修』と同様の内容の課程を修了されている方はこちらです。	免除 申込	<b>実地研修</b> (指導看護師の指導のもと、各行為に応じた回数を実際に練習) 実地研修計画書提出 実地研修報告書提出 実地研修修了証明書交付 申請  実務者養成研修、介護福祉士養成施設での基本研修課程などの修了を証明できる書類を添付	申請又は届出 登録・更新・変更 行為が可能に
<b>提出先</b>		委託先 (詳細は各研修の案内をご確認ください)		県庁 長寿社会課 東部: 県庁長寿社会課 中部: 中部事務所倉吉保健所 西部: 西部事務所県民福祉局